

大和市告示第69号

大和市小規模受水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市小規模受水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市小規模受水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱（平成25年大和市告示第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市小規模貯水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱

第1条中「大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

第2条中「大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成25年大和市規則第5号）第13条第1項」を「大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成25年大和市規則第5号）第13条」に改める。

第3条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第5条第1項中「大和市小規模受水槽水道検査機関指定書」を「大和市小規模貯水槽水道検査機関指定書」に、「大和市小規模受水槽水道検査機関指定不適合通知書」を「大和市小規模貯水槽水道検査機関指定不適合通知書」に改める。

第7条第1項中「又は小規模受水槽水道」を「、又は小規模貯水槽水道」に改め、「解除を」の次に「指定検査機関解除申請書により」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、その指定を解除するものとする。

第7条第3項中「前項」を「第1項」に、「指定」を「、指定」に改める。

別表様式の名称の欄中「大和市小規模受水槽水道検査機関指定書」を「大和市小規模貯水槽水道検査機関指定書」に、「大和市小規模受水槽水道検査機関指定不適合通知書」を「大和市小規模貯水槽水道検査機関指定不適合通知書」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。